

信用組合資金

県内の信用組合の組合員の方を対象とした制度として「信用組合資金」を設けておりますので、ご利用ください。

- 対象者 県内に事業所を有し、信用組合の組合員である中小企業者
- 融資限度 運転・設備資金 2,500万円（併用時は2,500万円限度）
なお、本制度に係る既存借入金の本化・借換えができるものとする。
- 融資期間 運転資金 10年以内（据置1年以内）
設備資金 15年以内（据置1年以内）
- 融資利率 信用保証協会の保証付きの場合 年2.5%以内
それ以外の場合 年3.0%以内
- 保証料 必要により信用保証協会の保証付きとなります。（責任共有制度対象）
保証付きの場合 年0.35%～1.35%

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率	1.35%	1.25%	1.10%	0.95%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.35%

- 担保 審査により担保が必要となる場合があります。
- 保証人 審査により保証人が必要となる場合があります。
- 申込み先 県内の信用組合

※ 融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。

＜問い合わせ先＞

県庁 商工労働部 経営金融課

電話 024-521-7288 FAX 024-521-7931

ホームページ [福島県中小企業制度資金](#) で検索してください。